

新型コロナウイルス感染症対策等のための緊急提言（第3弾）

新型コロナウイルスは依然として世界的に猛威を振るっており、我が国においても緊急事態宣言の解除後に感染の再拡大が見られ、第二波ともいわれる局面に直面しています。感染症の拡大防止と社会経済活動を両立させるため、あらゆる政策手段により対応に当たられている政府関係者の皆さまのご尽力に、心から敬意を表します。

本県においても、検査体制の拡充と医療提供体制の強化に努めるとともに、経済影響対策に取り組んでいるところですが、先月も感染クラスターが複数発生するなど、予断を許さない状況が続いています。

地方においては、事態の長期化に伴い、また、季節性インフルエンザの流行期に備え、医療提供体制の再構築と経済影響対策のさらなる拡充、継続が必要となっています。あわせて、コロナ禍で顕在化したデジタル化の遅れや大都市への人口の過度な集中などの課題についても対応が急がれます。さらに近年、激甚化・頻発化している豪雨などの自然災害から国民の生命や生活、雇用などを守ることも喫緊の課題であります。

今後も国と地方が連携しながら、感染拡大防止対策を徹底するとともに、ウイルスの存在を前提とした「新たな日常」に向けて経済活動を段階的に回復させていかなければなりません。さらに、国土強靱化の観点からも次なる対策に万全を期していくことが重要です。

この厳しい局面を乗り越えていくため、政府においては、別紙に掲げる事項について早急に対応されるよう提言いたします。

令和2年9月14日

高知県知事

濱田省司

1. 新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止への対策

(1) マスク等感染防護具の供給（厚生労働省）

感染拡大防止を図るとともに医療提供体制を確保するためには、医療従事者等を感染から防ぐことが重要である。マスクをはじめとする個人防護具や消毒用エタノールについては、国から一定量の供給がされているが、十分な量には至っていない。このため、適正規格の感染防護具等について、引き続き国において安定的な量を確保し、都道府県からの要請に応じて迅速に供給すること。

また、感染の再拡大に備え、都道府県において感染防護具等の備蓄を進める必要があることから、保管倉庫の確保に係る経費の財政措置を継続すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充（厚生労働省）

医療提供体制の再構築を進めるため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、これまでの配分において発生した地方の超過負担を早期に解消するとともに、事態の長期化を踏まえて、必要かつ十分な感染拡大防止対策ができるよう改めて所要額を把握し、予備費等を活用して追加の財政措置を行うこと。さらに、当該交付金について次のとおり制度の拡充及び運用改善を図ること。

<制度の拡充案>

- ・薬局に勤務し患者に接する医療従事者や職員、社会的養育を担う児童養護施設職員や保育士等についても「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の対象とすること。
- ・軽症者等の宿泊療養施設について、推計最大療養者数から確保病床数を差し引いた必要部屋数を一定超える部分が減額対象とされているが、地域における宿泊施設自体が限られ、一棟全体を借り上げざるを得ないケースがあることを考慮し、実情に合った必要経費を算定対象とすること。
- ・空床確保及び軽症者等の宿泊療養施設について、対象期間を延長し、追加の財政措置を行うこと。

<運用改善>

- ・医療従事者等への慰労金交付事業及び医療機関等への感染防止等支援事業における支給事務の運用等については、これまでも通知等により示されているが、執行にあたって支給対象範囲などにおいて明確化されていない事例が多く発生していることから、早急に事務取扱に係る通知等を更新し、統一的な運用を行うこと。

(3) 季節性インフルエンザの流行を見据えた検査体制等の強化（厚生労働省）

① 検査協力医療機関への診療評価

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、検査協力医療機関の拡大は急務となっているが、インセンティブが少なく、協力を躊躇する医療機関もみられる。このため、検査協力医療機関として契約する医療機関に対して、その診療体制を評価する新たな診療報酬上のインセンティブを講じること。

② 検査手法の確立と周知

季節性インフルエンザの流行期において、迅速かつ円滑な検査が可能となるよう、新型コロナウイルスとの同時流行にも対応した検体採取や検査の方法をマニュアル等で示すこと。あわせて、多様化する検査手法について、国民や医療機関への丁寧な説明を行うこと。

③ インフルエンザワクチンの安定供給

季節性インフルエンザとの同時流行に備え、医療提供体制の確保と並行して、発熱患者を減らすなどにより、医療機関の負担軽減を図ることが重要となる。このため、インフルエンザの発症により重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方への優先的な予防接種に対応できるよう、国において、インフルエンザワクチンの必要数量を確保し、地域の医療機関への安定的な供給を行うこと。

④ 民間検査数の拡大と新たな検査方法の開発

地方においては、検査可能な民間検査機関が少なく、今後感染が拡大してきた際に地方衛生研究所の負担が大幅に増えることが予想される。このため、民間検査機関に対して、さらなる検査件数の拡大と全国からの受け入れについて働きかけを行うとともに、迅速な検査が可能となるよう、唾液を用いた抗原検査キットなどによる新たな検査方法の開発を急ぐこと。

⑤ 医療従事者等への積極的な検査の実施

医療機関においてクラスターが発生している事象を踏まえ、新型コロナウイルス感染患者又は疑い患者の診療に当たるなど、感染リスクが相対的に高い医療従事者等が必要に応じてPCR検査等を受けられるよう、行政検査の対象範囲を明確化するとともに、必要な財政措置を講じること。

⑥ 民間需要に対応した検査環境の整備

社会経済活動の回復に伴い、勤務する企業等からの要請によりPCR検査を希望する事例が増えている。このため、行政検査が逼迫することのないよう検査体制を拡充

するとともに、行政検査以外の自主的検査に関する指針（検査希望に対する優先付け、費用負担の在り方など）を策定し、感染症の早期発見・拡大防止に支障をきたさないようにすること。

（４）医療機関の経営支援の強化（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関のみならず、受け入れている医療機関においても人々の受診控えに伴い経営が一層厳しくなっている。地域医療を守るため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引き上げや公立病院に対する財政支援など、医療機関の経営悪化に歯止めをかけるべく追加の支援を行うこと。

（５）文化施設の感染防止対策（文部科学省）

文化施設の感染症防止対策事業について、事態の長期化に伴い感染症予防対策の実施期間を延長する必要があるため、6ヶ月間とされている措置期間を延長すること。また、特に空調設備改修において多額の超過負担が発生しているため、補助対象経費の上限を引き上げること。（例：文化施設の空調設備改修については2千万円が補助の上限とされているが、5千万円以上必要とする事例あり）

2. 経済への影響対策

（１）離職者等に対する緊急雇用対策の実施（厚生労働省）

雇用情勢の悪化を踏まえ、かつてのリーマンショック時と同様に、離職を余儀なくされた方々に対して次の雇用までの短期雇用や就業機会の確保・支援を行う「緊急雇用対策」を実施すること。

（２）生活福祉資金貸付制度の改善（厚生労働省）

生活に不安を抱える方々が安心して制度を活用できるよう事態が収束するまで特例貸付の受付期間を延長すること。また、償還免除について、事務手続きの際に混乱しないよう具体的な事務処理方法等を早急に示すこと。

（３）金融支援策の充実（経済産業省）

新型コロナウイルス感染症対応資金について、融資上限額4千万円では必要な資金を賄えない事業者が表れてきており、様々な資金需要に対応するためにも、融資上限を1億円に引き上げること。

（４）一次産業への影響対策（農林水産省）

① 農業次世代人材投資事業の拡充

休業の長期化や解雇等に伴う離職により、雇用の流動化が進むことが考えられる。

こうした状況の下、農業への参入を目指す人材が安心して研修に専念し、地域の担い手となることを後押しする「農業次世代人材投資事業」は大きな効果が期待できるものであることから、当該事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。あわせて、異業種からの参入障壁となりうる世帯所得要件(600万円以下)を緩和するなど、柔軟な運用を行うこと。また、中山間地域において就農する人材の定住促進を図るため、同交付金への加算措置を行い、政策の効果をより高めること。

② 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の運用改善

枝肉価格の低落により肥育農家の経営が悪化しており、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の継続的な交付が必要な状況となっている。令和2年3月出荷分からの算定見直しに伴い、肥育農家の経営実態と大きく乖離することとなっているため、地方の実態を的確に反映できるよう、販売価格の算定を選択制(地域ブロック単位又は都道府県単位)にするなど、運用改善を早急に図ること。また、肥育農家の資金繰りを円滑にするため、出荷から交付まで2ヶ月程度要している期間を短縮し、迅速に支払うこと。

③ 木材の需要確保対策の強化

経済の低迷による木材需要の減退が顕著となっているため、非住宅建築物の木造化に向けたJAS構造材利用拡大事業(個別実証支援事業)や外構部の木質化対策支援事業(外構実証型事業)等について、追加の財政措置により、切れ目なく支援を継続すること。

④ 経営継続補助金及び高収益作物次期作支援交付金の大幅な拡充

農林漁業者の経営継続のために措置された経営継続補助金については、感染拡大防止や販路開拓、経営継続等に有効であり、県内の農林漁業者においてもニーズが高く、全国的に予算が不足することが想定される。このため、予備費等を活用して予算を大幅に増額するとともに、事業採択から事業実施期間終了まで十分な期間を確保するなど、同補助金の大幅な拡充を図ること。

また、種苗や肥料等の資材の導入や作業環境の改善に有効となる高収益作物次期作支援交付金についても、農業者が次期作に万全に取り組めるよう予備費等を活用して十分な予算を確保すること。

⑤ 学校給食における農畜水産物の提供への支援の継続

国産農林水産物等販売促進緊急対策事業による農畜水産物の学校給食への提供については、消費の低迷による価格の下落や在庫滞留などの影響を受けた生産者への支援として効果的であり、児童・生徒への食育の効果も期待できることから、事態の長期化

を見据えて、次年度以降も継続して実施すること。

(5) 第三セクター鉄道事業者への支援措置の拡充（国土交通省）

新型コロナウイルスの影響により、地方の公共交通は利用者の大幅な減少による危機的な経営状況に直面している。このため、鉄道ネットワークを維持する観点から、鉄道施設総合安全対策事業等の十分な予算を確保し、地方の超過負担を解消するとともに、特に大幅な減収となっている地方の第三セクター鉄道事業者に対する新たな補助制度の創設又は補助率の臨時的引き上げを行うなど、追加の財政措置を講じること。

(6) 文化芸術団体への支援の拡充（文部科学省）

文化芸術団体の活動継続への支援について、現状はチケット収入をあげることや団体内での雇用契約などを対象条件としており、文化芸術活動を生業としていないアマチュア団体等が対象外となっている。この要件を緩和し、広く文化芸術活動に従事する団体等を対象とすること。あわせて、制度の趣旨を踏まえ、次年度以降も引き続き予算措置を行い、文化芸術活動を継続的に支援すること。

3. 経済活動の回復と社会の構造変化への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額（内閣府）

地方創生臨時交付金については、国において累計3兆円を確保しているが、既に全ての都道府県において活用見込額が交付限度額を超え不足することが見込まれている。地方においては、引き続き、事態の長期化に対応して、感染拡大の防止や経済活動の段階的な回復、ウィズコロナにおける社会の構造変化への対応など、様々な対策が必要となっていることから、予備費等を活用して同交付金総額のさらなる積み増しを行うこと。

(2) デジタル化の推進

① 中小企業・小規模事業者のデジタル化の推進（経済産業省）

新型コロナウイルスによる危機を乗り越え、強靱な経済構造を築いていくため、特に地域の経済を支える中小企業・小規模事業者のデジタル技術導入を加速し、新たなビジネスモデルを創出していく仕組みが必要となる。このため、次のとおり財政措置を行うこと。

・ IT導入補助金の特別枠の継続

テレワークやオンライン商談など、ビジネスの場において行動変容が急速に進む中、中小企業・小規模事業者の生産性や競争力を高めるため、令和2年度補正予算で導入

した I T 導入補助金特別枠を次年度以降も継続すること。

・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに取り組む中小企業等に対して、I T 戦略の策定などの人的支援や、基幹システムの導入など I T 関連の設備投資に対する財政支援を拡充すること。

② 中山間地域等における情報通信基盤の整備・維持管理（総務省）

5Gや光ファイバといった情報通信基盤は、これからの地域の暮らしと経済を支える「なくてはならない公共インフラ」であり、中山間地域等における整備が遅れると、都市部への人口流出がますます進み、地域間の経済格差が不可逆的に拡大する恐れがある。このため、次のとおり財政措置を行うこと。

・光ファイバ整備に関する補助事業の継続

高度無線環境整備推進事業について、令和2年度補正予算による整備の2年一律前倒しに対応できない地域が存在し得ることや、令和3年度以降の整備を計画している市町村の実情も踏まえ、当該事業を継続できるよう措置すること。

・過疎対策事業、辺地対策事業の総額確保

光ファイバ整備事業に充当する過疎債及び辺地債について、国の補正予算による国庫補助金に伴い、増額となる所要額に対して、地方債計画の増額改定を含め、総額を確保すること。

・ユニバーサルサービス制度の見直し

5Gや光ファイバ等の情報通信基盤について、将来に向けて継続的に整備・維持するための安定的な財源が確保されるよう、基地局施設や光ファイバの整備・維持管理をユニバーサルサービスの対象とすること。

③ ウィズコロナに対応したスマート農業の普及事業の創設（農林水産省）

農作業の省力化や効率化を図るスマート農業技術の導入は、人と人との接触機会の削減や労働力不足の補完に資するものであり、農業分野の新たな生産体制の構築において有効となる。一方で、導入コストと実証事例の蓄積が課題となっていることから、必要十分な予算措置により、スマート農業の実証と導入を一体的に支援する事業を創設するとともに、実証段階の技術への重点的な支援措置を設けること。

④ 林業のデジタル化の推進

・林業イノベーションの推進（農林水産省）

林業の現場作業員の接触機会の削減や作業の効率化を図り、サプライチェーンの整備による持続可能な原木生産体制を構築するため、予算を大幅に増額し、ソフトウェ

アの開発から高性能林業機械等の導入に至るまでの支援策を強化すること。また、若者が定着しやすい職場環境を実現するため、生産性向上につながる林業機械やリモート運転技術等の開発計画を前倒しして実施すること。

・情報通信基盤の整備（農林水産省、総務省）

山岳地帯など携帯電波の届かない林業の現場において、ICTやIoTを積極的に活用できる安定した通信インフラの整備を早急に進めること。

⑤ スマート水産業の推進（農林水産省）

水産業の生産、流通、販売の各段階におけるデジタル技術の導入は、効率的な生産体制等の構築はもとより、人と人との接触機会を減らすことにもつながる。「新たな日常」に対応したスマート水産業の推進に向け、必要かつ十分な予算を確保するとともに、国の試験研究で得られた技術や知見を地方とも共有し普及を図るなど、地域の取り組みが円滑に進むよう国と地域との連携・協力を一段と深めること。

⑥ GIGAスクール構想の実現のための支援制度の継続（文部科学省）

GIGAスクール構想による一人一台端末の早期実現に向け、2次補正において端末整備の前倒し支援が大幅に拡充されているが、財務上の理由から複数年にわたって整備せざるを得ない学校もあることから、次年度以降も継続支援を行うこと。

（3）中小企業・小規模事業者への支援体制の拡充（経済産業省）

① 地域企業再起支援事業の増額

地域経済の中長期的な回復を目指す「地域企業再起支援事業」については、多くの中小企業・小規模事業者が「新しい生活様式」に対応した感染症対策や新事業展開等に活用しており、事業継続や再起の促進に効果をもたらしている。こうした取り組みは、企業のニーズが非常に高く、県単独予算も大幅に増額して対応せざるを得ない状況にあることから、改めて所要額を把握し、予備費等を活用して同事業の増額を図るとともに、各都道府県の事業実績に応じて追加配分すること。

② 中小企業の生産性向上への支援

中小企業の生産性向上を図る「ものづくり・商業・サービス補助金」については、地域事務局（県中小企業団体中央会）による採択事業へのフォローアップ（製品の販路拡大等）を通じて施策の効果を高めている。中小企業がコロナ禍の影響を乗り越え、成長していくことができるよう、引き続き同補助金の効果的な実施に向け、必要となる地域事務局の体制を継続するための予算措置を行うこと。

③ よろず支援拠点の継続と地方の実情にあった運営体制等の確立

コロナ関連の緊急対策や中小企業支援策が実行される中、ワンストップ相談機関として幅広い事業者の相談に対応する「よろず支援拠点」の機能は一段と重要性が高まっている。このため、次年度以降も継続して予算措置を行うこと。あわせて、同拠点の成果指標について、地域性を考慮した評価指標へと見直すこと。

④ 下請けかけこみ寺事業（合同広域商談会事業）の継続

各都道府県の中小企業振興機関が共同で行う合同広域商談会は、中小企業の新規顧客の開拓や新規案件受注に貢献するなど、下請け中小企業の振興を図るためには不可欠な取り組みであることから、次年度以降も継続して実施すること。

（４）G o T o トラベル事業の早期事業効果の発揮と反動減対策（国土交通省）

G o T o トラベル事業の実施にあたっては、感染状況を注視し、対象地域の範囲や時期、実施方法等について基準を明確にした上で、除外地域を機動的に見直すとともに、ウィズコロナのもと最大限の需要喚起に務めること。また、観光産業をはじめとする地域経済が持続的に回復できるよう、令和3年2月以降も反動減対策としての需要喚起策を継続して行うこと。

4. 令和3年度以降の総合的な対策の継続

（１）新型コロナウイルス感染症対策の継続（内閣府、総務省、厚生労働省）

新型コロナウイルスの影響は長期化が予想され、引き続き、国と地方が連携して、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図る取り組みを進めていく必要がある。地方がその実情に応じて必要な対策を実行することができるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などについて十分な予算を措置すること。

（２）防災・減災、国土強靱化のための対策の継続（内閣府、総務省、国土交通省、農林水産省）

本年度が最終年度となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、3か年緊急対策後も中長期的視点に立ち、地方が定める国土強靱化地域計画に基づき、必要十分な予算を確保すること。

あわせて、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債を延長し、必要な財源を確保すること。また、高い確率で発生が見込まれる大規模地震への対策を引き続き実施するため、緊急防災・減災事業債の恒久化や継続を行うなど、国土強靱化と防災・減災を加速するための財源を確保すること。